

「消費者契約法の見直し」に関する意見

日本生活協同組合連合会

消費者契約法改正（2016年）の際の附帯決議で「ひき続き検討を行う」こととされた論点等について、内閣府消費者委員会に設置された消費者契約法専門調査会の報告書取りまとめを受けて、貴庁が「報告書における消費者契約法の改正に関する規定案」に対する意見を広く募集し、制度設計の参考とされることに賛意と期待を寄せるものです。

生協では、商品配達時の声かけや見守り活動、地域の中で困りごとをささえあう活動、組合員による消費者問題の学習活動をすすめてきました。生協の事業・活動の現場においても、高齢の組合員を中心として消費者被害の事例や不安の声が寄せられているところでは、

「安心してくらす地域社会づくりへの参加」をすすめる立場から、規定案をよりよくするため、意見を申し述べます。

1. 法第3条第1項関係（2）

事業者の情報提供に関して、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」を考慮すべきとする規定案に賛成します。加えて、「当該消費者の年齢」の考慮についても明記してください。

（理由）消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」が本年1月に取りまとめた報告書の内容を踏まえ、上記専門調査会でも年齢への配慮に努める義務が検討されていたにも関わらず、考慮要因として年齢が明示されていません。

若者の消費者被害については、未成年取消権がなくなる20歳を境に急激に増加しています。成年年齢の引き下げを盛り込んだ民法改正案が今秋の臨時国会に提出される可能性がある中、若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備が手当されることなく成年年齢の引き下げが実施された場合、消費者被害が増加することは容易に想像できます。喫緊の課題として「年齢」も明記することを求めます。

2. その他

（1）法第3条を改正し、約款の事前開示に関する努力義務規定を定めてください。

（理由）改正民法で定型約款が定義され、相手方の請求があった場合には条項準備者は定型約款の内容を示さなければならない規定が設けられましたが、これにより請求されなければ事前に開示する必要がないという誤解が事業者に生ずる恐れがあります。また、この開示請求権を消費者が行使することは期待しがたい現実もあります。

こうした状況に対応するために、約款の事前開示に関する努力義務規定を消費者契約法に設けてください。努力義務であれば、事業者に過重な実務負担を求めるものではないと考えます。

（２）高齢者・若年成人・障がい者などの知識・経験・判断力の不足に乗じて過大な不利益をもたらす、いわゆる「状況利用型」の「つけこみ型不当勧誘」についても、不当な勧誘として法第４条に規定してください。

（理由）高齢社会の中で「判断力の不足につけ込んで不必要な契約をさせられた」という高齢者の被害が多く発生しています。また知的障がい者が高額な商品を買わされるという被害も出ています。2016年の消費者契約法改正で過量契約の取消規定は設けられましたが、違うものを次々と買わされたり、安いものを高く買わされたりするなど判断力の不足につけ込んだ消費者被害は後を絶ちません。また、若者の消費者被害は、未成年取消権の適用がされない20歳を超えると急激に増加しています。

今後も増えることが予想される、判断力の低下した高齢者や判断力不足の若者の消費者被害を未然に防止するため、「状況利用型」の「つけこみ型不当勧誘」の規制は必須であると考えます。

以上